

# 特記仕様書

## 第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。  
この設計書の設計積算基準は、令和7年版治山林道必携等を適用している。

## 第2条 工事着手前協議について

受注者は、すべての工事において、契約後1～2週間以内に総合評価落札方式の「履行項目」、「法定福利費」その他すみやかに協議が必要な事項について、工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。  
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。  
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

## 第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

## 第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。  
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができる。  
受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

## 第5条 モデル工事等の実施について

受注者は、工事契約後に下記のモデル工事等の実施について、発注者に申し入れを行うことができる。

- ・ICTを活用したモデル工事
- ・建設現場環境改善モデル工事
- ・建設キャリアアップシステム活用モデル工事
- ・ASP方式の情報共有システム利用工事
- ・建設現場における遠隔臨場実施工事

## 第6条 ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンスの実施対象工事とする。  
実施に当たっては、「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施すること。

## 第7条 電子メールを活用した情報共有について

本工事は、電子メールを活用した情報共有は「電子メールを活用した情報共有における運用指針」により実施すること。  
ただし、これにより難しい場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

## 第8条 電子納品の実施について

本工事は「工事完成図書電子納品」実施対象工事とする。  
受注者は、電子成果品を「岐阜県建設工事共通仕様書」「工事完成図書電子納品要領」、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」等に基づき作成し、電子媒体で納品すること。  
「要領」「ガイドライン」等で記載のなき事項及び質疑が生じた場合は、監督員と協議すること。

## 第9条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。  
運用は、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づき実施すること。

## 第10条 下請契約等及び使用資材について

受注者は、下請負人等を選定するときは、「岐阜県公契約条例」（平成27年3月24日 岐阜県条例第21号以下「公契約条例」という。）に基づき、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。  
また、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めなければならない。

## 第11条 下請負人等との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人等との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

# 特記仕様書

- 第12条 創意工夫・社会性等の実施報告について  
受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」（工評定様式6号）または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」（工評定様式7号）に記載し、監督員に提出することができる。
- 第13条 産業廃棄物の適正処理について  
受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。
- 第14条 不当介入における通報義務について  
1 妨害又は不当要求に対する通報義務  
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。  
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。  
2 履行期間の延長について  
受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。
- 第15条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について  
受注者は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき照査を実施すること。
- 第16条 工事書類の作成について  
工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては「工事書類作成提出要領」に基づき実施すること。
- 第17条 一般的制限値を超える車両の運行について  
岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。  
特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号）に基づき実施すること。
- 第18条 熱中症対策に資する現場管理費の補正  
1 本工事は、工事期間中（準備、後片づけ期間を含む）における真夏日の日数を基に、設計変更時に現場管理費を補正する試行対象工事である。  
2 用語の定義  
ア 真夏日  
日最高気温が30度以上の日をいう。  
イ 工事期間  
準備、後片づけ期間を含めた工事期間をいう。  
なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事中止期間は含まない。  
ウ 真夏日率  
以下の式により算出された率をいう。  
$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間の真夏日}}{\text{工事期間}}$$
  
3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。  
4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。  
但し、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。  
なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。  
5 施工箇所と最寄りの気象庁の地上気象観測所との標高差により気温の補正を行う場合がある。  
6 受注者は、監督員へ計測結果の資料を提出するものとする。  
7 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工事期間中の日最高気温から真夏日率を算定した上で熱中症対策補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。  
$$\text{熱中症対策補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※補正係数：1.2}$$
- 第19条 法定外の労災保険の付保  
受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 第20条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について  
1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実

# 特記仕様書

績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合には、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更できることとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 受注者は、労働者確保に要する設計変更を希望する場合、工事着手日までに実施計画書(様式1)を作成し発注者へ協議するものとする。発注者は協議があった場合、実績変更対象費の設計計上割合を受注者へ通知する。

3 最終変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書(様式2-1)、各費目の集計表(様式2-2~2-8)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

4 受注者の責による工事工程の遅れ等、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合については、法的処置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

## 第21条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報(個人情報を含む)について適切な流出防止対策をとるものとする。

2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項(岐阜県建設工事共通仕様書第1編共通編1-1-43第4項及び第5項)を遵守しなければならない。

## 第22条 まんなかホリデーの取組について

1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制モデル工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー(中部地区統一の一斉休工)」に取組むものとする。

なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。

2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。

(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

## 第23条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。

### 1. 建設現場環境改善モデル工事

本工事は、建設現場環境改善モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事实施要領」を参照してください。

### 2. 週休2日制モデル工事

本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事实施要領」を参照してください。

### 3. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を参照してください。

### 4. 若手及び女性技術者育成型総合評価落札方式モデル工事(入札参加条件)

1 女性技術者(現場代理人を含む)(以下「女性技術者等」という。)が現場で働くための環境整備

(1) 本工事は、若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事である。

(2) 受注者は、女性技術者等を配置する場合、工事着手前に女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備について、監督員と協議し、その内容を施工計画書の作業環境の整備に記載のうえ提出するものとする。

(3) 女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備に要した費用(女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等)について、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

### 5. 若手及び女性技術者育成型総合評価落札方式モデル工事(総合評価落札方式)

1 女性技術者(現場代理人を含む)(以下「女性技術者等」という。)が現場で働くための環境整備

(1) 本工事は、若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事である。

(2) 受注者は、女性技術者等を配置する場合、工事着手前に女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備について、監督員と協議し、その内容を施工計画書の作業環境の整備に記載のうえ提出するものとする。

(3) 女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備に要した費用(女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等)について、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

### 6. ICTを活用したモデル工事(発注者指定型)

本工事は、発注者指定型の「ICTを活用したモデル工事」です。詳細は、「森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領」

# 特記仕様書

を参照してください。

## 7. ICTを活用したモデル工事（施工者希望型）

本工事は、受注者希望型の「ICTを活用したモデル工事」です。詳細は、「森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領」を参照してください。

## 8. フレックス工期（任意着手方式）

- 1 本工事はフレックス工期による契約方式（任意着手方式）の工事であり、受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
- 2 受注者は、フレックス工期を活用する場合は次のとおり実施するものとする。
  - (1) 落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（請負予定価格が4,500万円以上の場合は開札後の確認資料の提出期限日まで）に工期様式第1号により工事開始日を通知するものとする。
  - (2) 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
  - (3) 契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
  - (4) 受注時の「工事実績コリンズ登録」は、工事開始日後に監督員の確認を受け、工事開始日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。  
なお、登録する技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、フレックス期間は含まないものとする。
  - (5) 「現場代理人・技術者届」は経歴書を添付して工事開始後、速やかに提出しなければならない。
  - (6) 契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合には、速やかに発注者及び受注者で協議のうえ、工事開始日通知書の変更を提出し、変更契約を締結すること。
  - (7) 低入札価格調査等により、入札執行通知又は入札公告に記載の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、契約締結日を工事の始期とし、工事の終期は工事開始期限日から工期日数を確保した日とする。

## 9. フレックス工期（発注者指定方式）

- 1 本工事はフレックス工期による契約方式（発注者指定方式）の工事であり、発注者が指定する日を工事開始日とするものである。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
- 2 受注者は、次のとおり実施すること。
  - (1) 積算にあたっては、工事開始日を起算日とした工期日数分を工事期間としている。
  - (2) 契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
  - (3) 受注時の「工事実績コリンズ登録」は、工事開始日後に監督員の確認を受け、工事開始日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。  
なお、登録する技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、フレックス期間は含まないものとする。
  - (4) 「現場代理人・技術者届」は経歴書を添付して工事開始後、速やかに提出しなければならない。
  - (5) 契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合には、速やかに発注者及び受注者で協議のうえ、変更契約を締結するものとする。
  - (6) 低入札価格調査等により、入札執行通知又は入札公告に記載の工事開始日以降に契約締結となった場合には、契約締結日を工事の始期とし、工事の終期は工事開始日から工期日数を確保した日とする。

## 10. 人材育成型総合評価落札方式モデル工事

本工事は、人材育成型総合評価落札方式モデル工事です。詳細は、「岐阜県建設工事における人材育成型総合評価落札方式試行要領」を参照してください。

### 11.1 ASP方式の情報共有システム利用工事

本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。

### 11.2 建設現場における遠隔臨場実施工事

本工事は、建設現場における遠隔臨場実施工事です。詳細は「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を参照してください。

## 第24条 総合評価落札方式による契約について

総合評価落札方式により契約を締結する場合にあつては、加点となる技術提案を含めた技術資料に記載された事項（第2条により協議を行った履行項目）について受注者は履行しなければならない、施工中（監督員の請求があったとき）又は工事完成時に、証明書類を提示しなければならない。

- (1) 受注者の責により履行されなかった場合には、入札参加資格停止、工事成績評定の減点を行うものとする。
- (2) 技術提案型総合評価落札方式の場合において受注者の責により履行されなかった場合には、上記（1）に加え、入札時に付与した加算点の再計算を行い減点分を金額換算し、減額変更するものとする。

# 特記仕様書

## 第25条 工事現場の現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）に関する設計変更について

- 1 本工事は、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、共通仮設費（現場環境改善費）として設計変更できることとする。
- 2 受注者は、設計変更を希望する場合、対策実施前に内容、実施時期、費用等を記載した書面を作成し監督員へ協議すること。
- 3 受注者は、対策実施後に2の実施内容（設置期間、設備の種類及び規模、費用（伝票等）、設置状況（写真等））が確認できる資料を監督員に提出すること。
- 4 費用については、現場環境改善費（率計上）の50%を上限として設計変更の対象とする。なお、現場環境改善費（率計上）を計上していない場合は、率計算の対象額を基に算出した現場環境改善費（率計上）の50%を上限とする。

## 特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が生じたときは、甲（県）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

### 施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
工程関係	関連工事	関連する他の工事の工期（施工時期）			
		関連する他の工事の内容			
	施工の制限	施工内容			
		施工時期			
		施工時間			
		施工方法			
		工事の抑制期間（交通規制）			
	対外協議未了事項	未了協議の内容			
		制約を受ける内容			
		協議成立の見込み時期			
	協議条件	協議で付された特定条件の項目			
		協議で付された特定条件の影響範囲			
	余裕工期設定工事	工事の着手時期			
	事前調査	地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査			
項目					
調査期間					
休日日数	埋設物等の移設予定時期（見込み時期）				
	休日日数				
用地関係	工事用地の未買収（未処理）	場所			
		範囲			
		処理の見込み時期			
		未買収地への立入り可否			
	工事用地の復旧	工事用地等の使用後の復旧内容			
	工事用地の借地	工事用仮設道路及び資機材置場の借地			
		場所			
		範囲			
		期間			
		使用条件			
		復旧方法			
	仮設ヤード（消波根固めブロック、柵製作等）	工事に必要な土地の借地料			
		施工者に使用させる仮設ヤード			
		場所			
範囲					
	期間				
	使用条件				
	復旧方法				
公害関係 (環境対策)	工事に伴う公害防止対策	公害防止（騒音、振動、粉塵排出ガス等）のための指定事項			
		施工方法			
		建設機械・設備			
		作業時間等の指定			
	水替・流入防止施設	防止施設の内容			
		設置期間			
	濁水、湧水処理対策	処理施設の内容			
		処理条件の内容			
	事業損失	事前・事後調査の区分			
		調査時期			
		調査方法			
		調査範囲			
	六価クロム溶出試験	調査項目			
		対象工種・工法			
	試験実施段階・検体数				

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
安全対策 関係	交通安全施設等	指定の内容			
		指定の期間			
	近接施工	鉄道、ガス、電気、電話、水道情報管路等との近接施工			
		施工方法			
		作業時間			
	防護施設	防護施設の内容			
	交通誘導員等	交通誘導員・保安要員の配置指定			
		場所			
		期間			
		時間			
		(配置)人数			
		交替要員の有無			
換気設備等	発破作業等の保全設備				
	発破作業等の制限内容				
工事用道 路関係	一般道路の使用	換気設備等の対策内容			
		資機材搬入経路			
		資機材搬出経路			
		使用期間			
		時間帯			
	仮設道路の設置	使用中・使用後の処置内容			
		安全施設等の設置内容			
		安全施設等の設置期間			
		工事終了後の存置方法			
		工事終了後の撤去方法			
		維持補修の内容			
		仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容		
仮設備関係	仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の期間、時期			
		仮設物の引き渡し・引継の条件			
	仮設備の構造	仮設備の構造			
		仮設備の施工方法			
	仮設備の設計条件				

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				係長	担当
建設副産物関係	建設発生土（受入）	残土受入場所又は仮置場所			
		位置			
		処理量			
		運搬距離・経路			
		搬入時間制限			
	建設発生土（搬出）	残土受入場所又は仮置場所			
		位置			
		処理量			
		運搬距離・経路			
		搬入時間制限			
	現場内の再利用・減量化	再利用・減量化の内容			
		使用場所（現場内等）			
	建設副産物及び廃棄物の処理	処理方法			
		受入施設名			
		処理場所			
		受入時間			
		受入条件			
	建設副産物及び廃棄物の処理	運搬距離			
		処理方法			
		受入施設名			
処理場所					
受入時間					
建設副産物及び廃棄物の処理	受入条件				
	運搬距離				
	処理方法				
	受入施設名				
	処理場所				
建設副産物及び廃棄物の処理	受入時間				
	受入条件				
	運搬距離				
	処理方法				
	受入施設名				
工事支障物件等	占用物件等の工事支障物件の存在	占用物件の有無			
		工事支障物件			
		支障物件			
		管理者（所有者）			
		支障物件の位置			
		支障物件移設時期			
		支障物件工事方法			
		支障物件防護方法			
		占用工事との重複	重複する占用物件工事の内容		
	重複する占用物件工事の期間				
薬液注入関係	設計・施工条件	設計条件			
		工法区分			
		材料種類			
		施工範囲			
		削孔数量			
		削孔延長			
		注入量			
	注入圧				
周辺環境調査	環境調査の内容				

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等	チェック欄	
			係長	担当
その他	工事用資機材の保管及び仮置き	保管・設置場所		
		保管期間		
		保管方法		
	現場発成品	品名		
		数量		
		引渡し場所		
		再使用の有無		
	支給材料及び賃貸借品	品名		
		数量		
		品質		
		規格寸法又は性能		
		引渡し場所		
		引渡期間		
	架設（仮設）工法の指定	施工方法		
		施工条件		
	工事用電力の指定	内容		
	新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容		
	工事材料・資材の使用	県産材の優先利用可能の有無		
		リサイクル認定製品の優先利用可能の有無		
	調査試験に対する協力	公共事業労務費調査		
		諸経費動向調査		
		施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査		
		施工実態調査		
	立木伐採	対象範囲		
		処理方法		
		受入施設名		
		処理場所		
		受入時間		
		受入条件		
	設計内容の未検討項目	未検討内容		
		検討終了時期		
	技術者の配置	本工事の主任技術者は専任とする		
	行政情報流出防止対策（個人情報を含む）	行政情報の内容		
		行政情報の使用目的		
		行政情報の管理体制		
		行政情報の返却		
	モデル工事等	建設現場環境改善モデル工事		
		週休2日制モデル工事		
		建設キャリアアップシステム活用モデル工事		
		若手及び女性技術者育成型総合評価落札方式モデル工事（入札参加条件）		
若手及び女性技術者育成型総合評価落札方式モデル工事（総合評価方式）				
ICTを活用したモデル工事（発注者指定型）				
ICTを活用したモデル工事（施工者希望型）				
フレックス工期（任意着手方式）				
フレックス工期（発注者指定方式）				
人材育成型総合評価落札方式モデル工事				
BIM/CIM適用工事（発注者指定型）				
BIM/CIM適用工事（受注者希望型）				
ASP方式の情報共有システム利用工事				
建設現場における遠隔臨場実施工事				
その他				